

春日井市権利擁護連絡会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター要綱（平成27年7月1日施行）第7条の2の規定により、春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）の円滑な運営に関し専門的な意見を聴くとともに、権利擁護に関する関係施策の調整及び情報交換を行うため、春日井市権利擁護連絡会議（以下「連絡会議」という。）について必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者等の虐待の防止及び早期発見を円滑に実施するための関係機関の連携に関すること。
- (2) 市民等に対する高齢者等の虐待に関する理解を深めるための啓発活動に関すること。
- (3) 権利擁護センターの運営に関すること。
- (4) 権利擁護に関する関係施策の調整及び情報交換に関すること。

(委員)

第3条 連絡会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 別表に掲げる機関に属する者
- (2) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 連絡会議に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、連絡会議の会議を進行する。

(会議)

第6条 連絡会議の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

別表

機 関
愛知県弁護士会
愛知県司法書士会
愛知県社会福祉士会
愛知県春日井警察署
愛知県春日井保健所
春日井市地域包括支援センター
春日井市民生委員児童委員協議会
春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会
市内の医療機関及び福祉施設

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。